許可番号　０１１１００００１９２

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号
氏　名　松田産業株式会社
　　代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事　　大野　元裕

許可の年月日　　令和　８年　７月２７日

許可の有効年月日　　令和１５年　６月３０日

複写禁止

１．事業の範囲
（１）事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む）
（２）取り扱える産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥(#1)、廃油(#1)、廃酸(#1)、廃アルカリ(#1)、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)、鉱さい、ばいじん　以上１３種類
（３）積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥(#1)、廃油(#1)、廃酸(#1)、廃アルカリ(#1)、廃プラスチック類(#1)、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)　以上７種類

※1　産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※2　産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※3　産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
施設等の所在地
埼玉県狭山市広瀬台二丁目１６番１、１６番１８、１６番１９　以上３筆（面積５，６１１．９２㎡）
保管施設の概要は２頁から３頁のとおり。

３．許可の条件
収集運搬に伴う保管は、２．に掲げる場所及び施設で行うこと。

４．許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指　令　番　号	変　更　内　容
平成 3年 3月11日	指令西環第3-235号	新規許可
平成30年 6月26日	指令産廃第248-1号	変更許可（保管施設の追加及び保管高さの増大）
令和 3年 3月26日	指令産廃第1307-1号	変更許可（１種類の水銀使用製品産業廃棄物の追加及び保管施設の変更）
令和 8年 7月 9日	－	変更届（保管上限の増大）
令和 8年 7月27日	指令西環第2-2号	更新許可（優良認定）

５．積替え許可の有無　　無
※　県内の政令市における許可の有無を記載

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

複写禁止

許可番号　０１１１００００１９２

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃酸　以上１種類	２４．０㎡	３．５m （屋内）	３８．８㎥ （200Lドラム缶、20Lポリ容器、1050Lケージタンク、0.05㎥段ボール箱）
廃酸　以上１種類	－	－ （屋外）	２０．０㎥ （20㎥タンク×１基）
廃アルカリ　以上１種類	２４．０㎡	３．５m （屋内）	３８．８㎥ （200Lドラム缶、20Lポリ容器、1050Lケージタンク、0.05㎥段ボール箱）
廃アルカリ　以上１種類	－	－ （屋外）	５０．０㎥ （10㎥タンク×３基、20㎥タンク×１基）
汚泥　以上１種類	２４．０㎡	３．７m （屋内）	４８．０㎥ （200Lドラム缶、1㎥フレコンバック、20Lペール缶、0.05㎥段ボール箱）
廃油　以上１種類	４５．０㎡	２．３m （屋内）	１９．８㎥ （200Lドラム缶、18L缶、1050Lケージタンク）
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上７種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	２４．０㎡	３．５m （屋内）	３６．４㎥ （200Lドラム缶、20Lペール缶、段ボール箱、20Lポリ容器、40Lポリ容器）
汚泥、廃プラスチック類、金属くず　以上３種類	６．０㎡	３．５m （屋内）	１０．５㎥ （200Lドラム缶、1㎥フレコンバック、20Lペール缶、0.05㎥段ボール箱）
廃プラスチック類、金属くず　以上２種類（いずれも酸、アルカリを含む蓄電池に限る。）	６．０㎡	３．５m （屋内）	１０．５㎥ （200Lドラム缶、1㎥フレコンバック、20Lペール缶、0.05㎥段ボール箱）
廃プラスチック類　以上１種類	４８．０㎡	３．７m （屋内）	９６．０㎥ （200Lドラム缶、1㎥フレコンバック、20Lペール缶、0.05㎥段ボール箱）
金属くず　以上１種類	１２．０㎡	３．５m （屋内）	２１．４㎥ （200Lドラム缶、1㎥フレコンバック、20Lペール缶、0.05㎥段ボール箱）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上１種類	２４．０㎡	３．７m （屋内）	４８．０㎥ （200Lドラム缶、1㎥フレコンバック、20Lペール缶、0.05㎥段ボール箱）

複写禁止

許可番号　０１１１００００１９２

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上３種類	２４．０㎡	４．３ｍ （屋内）	４８．０㎥ （1㎥フレコンバック、1㎥網）
汚泥、廃プラスチック類、金属くず　以上３種類	７．５㎡	２．５ｍ （屋内）	１２．９㎥ （パレットラック）
汚泥、廃プラスチック類、金属くず　以上３種類	２．３㎡	３．５ｍ （屋内）	０．９㎥ （200Lドラム缶、0.015㎥容器）
汚泥、廃プラスチック類、金属くず　以上３種類	９．０㎡	２．６ｍ （屋内）	１５．６㎥ （鉄製コンテナ）
廃プラスチック類　以上１種類	４．５㎡	３．５ｍ （屋内）	８．１㎥ （専用ラック）

（以下余白）

許可番号　０１１６０００００１９２

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号
氏　名　松田産業株式会社
　　代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の５第１項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事　　大野　元裕

許 可 の 年 月 日　　令和　５年１０月３１日

許可の有効年月日　　令和　９年　６月３０日

複写禁止

１．事業の範囲
（１）事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）
（２）取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（ｐＨ2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（ｐＨ12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物、
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、
廃水銀等、燃え殻（※）、廃油（※）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）
以上１３種類
（３）積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（ｐＨ2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（ｐＨ12.5以上のものに限る。）、廃水銀等、廃油（※）、汚泥（※）、
廃酸（※）、廃アルカリ（※）　以上８種類

※　（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記１のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
施設等の所在地
埼玉県狭山市広瀬台二丁目１６番１、１６番１８、１６番１９　以上３筆（面積５，６１１．９２m^2）
保管施設の概要は３頁別記２のとおり。

３．許可の条件
収集運搬に伴う保管は、２．に掲げる場所及び施設で行うこと。

４．許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指　令　番　号	変　更　内　容
平成 5年 7月 1日	指令廃対第349号	新規許可
令和 2年 7月 1日	指令西環第2-1号	更新許可（優良認定）
令和 3年 2月24日	指令産廃第1126-1号	変更許可（「取り扱える」品目1種類で3有害物質の追加）
令和 5年10月31日	指令産廃第715-1号	変更許可（「取り扱える」品目1種類で4有害物質の追加）
令和 8年 7月 9日	—	変更届（保管上限の減少）

５．積替え許可の有無　　無
※　県内の政令市における許可の有無を記載

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　無

許可番号　０１１６０００００１９２

複写禁止

別記１
特定有害産業廃棄物の種類
特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。（表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「－」は扱うことができないものを示す。）

有害物質＼廃棄物名	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃　油	汚　泥	廃　酸	廃ｱﾙｶﾘ
水銀又はその化合物	－	－	－			●	●	●
カドミウム又はその化合物	－	－	－	－		●	●	●
鉛又はその化合物	－	－	－	－		●	●	●
有機燐化合物	－					●	●	●
六価クロム化合物	－	－	－	－		●	●	●
砒素又はその化合物	－	－	－	○		●	●	●
シアン化合物	－					●	●	●
ポリ塩化ビフェニル	－					－	－	－
トリクロロエチレン	－				●	○	－	－
テトラクロロエチレン	－				●	－	－	－
ジクロロメタン	－				●	○	－	○
四塩化炭素	－				●	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	－				●	○	－	○
1,1-ジクロロエチレン	－				●	－	－	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	－				●	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	－				●	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン	－				●	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン	－				●	－	－	－
チウラム	－					●	－	－
シマジン	－					●	－	－
チオベンカルブ	－					●	－	－
ベンゼン	－				●	○	－	○
セレン又はその化合物	－	－	－	－		●	●	●
1,4-ジオキサン	－		－		●	●	●	●
ダイオキシン類	－		－	－		－	－	－

許可番号　０１１６０００００１９２

複写禁止

別記２

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）　以上２種類	２４．０㎡	３．５ｍ（屋内）	３８．８㎥（200Lドラム缶、20Lポリ容器、1050Lケージタンク、0.05㎥段ボール箱）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）　以上２種類	２４．０㎡	３．５ｍ（屋内）	３８．８㎥（200Lドラム缶、20Lポリ容器、1050Lケージタンク、0.05㎥段ボール箱）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	―	―（屋外）	１０．０㎥（10㎥タンク×１基）
汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）　以上１種類	２１．８㎡	３．７ｍ（屋内）	４１．５㎥（200Lドラム缶、1㎥フレコンバック、20Lペール缶、0.05㎥段ボール箱）
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）　以上２種類	４５．０㎡	２．３ｍ（屋内）	２０．３㎥（200Lドラム缶、18L缶、1050Lケージタンク）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。） 以上２種類（いずれも酸、アルカリを含む蓄電池に限る。）	６．０㎡	３．５ｍ（屋内）	１０．５㎥（200Lドラム缶、1㎥フレコンバック、20Lペール缶、0.05㎥段ボール箱）
廃水銀等 以上１種類	２．３㎡	３．５ｍ（屋内）	１．３㎥（200Lドラム缶、20Lペール缶、20Lポリ容器、40Lポリ容器）

（以下余白）

許可番号　０１１２０００００１９２

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号
氏　名　松田産業株式会社
　　代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事　　大野　元裕

許 可 の 年 月 日　　令和　8年　7月　1日

許可の有効年月日　　令和１５年　６月３０日

複写禁止

１．事業の範囲
中間処理
【事業場①】
中和・高温酸化：廃酸、廃アルカリ　以上２種類
中和：廃酸、廃アルカリ　以上２種類
脱水：汚泥　以上１種類
【事業場②】
破砕：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上３種類
圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、金属くず　以上３種類（いずれも再生利用可能なものに限る。）

２．事業の用に供するすべての施設
施設等の所在地
【事業場①】埼玉県入間市大字狭山ケ原字松原１８９番１、１８９番２、１９０番１、１９０番２、１９０番３、１９１番１、１９１番５、２１４番１、２１５番１、２１５番２、２１６番１、２１６番３、宮寺字宮ノ台４０２４番１、４０２５番１
以上１４筆（面積９，５４９．８０㎡）
【事業場②】埼玉県入間市狭山台三丁目５番６、５番７、５番８、５番９、５番１０、５番１１、５番１２
以上７筆（面積１０，９３６．７７㎡）
処理施設及び保管施設の概要は２頁から４頁のとおり。

３．許可の条件
（１）中間処理及び処理に伴う保管は、２．に掲げる場所で行うこと。
（２）中間処理は、２頁から３頁に掲げる処理施設で行うこと。

４．許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指　令　番　号	変　更　内　容
平成 3年 3月11日	指令西環第3-235号	新規許可
平成30年 6月26日	指令産廃第247-1号	変更許可（事業場③及び切断の追加）
令和 3年 3月26日	指令産廃第1308-1号	変更許可（切断から切断分離への変更）
令和 7年11月17日	－	廃止届（事業場③の廃止）
令和 8年 7月 1日	指令西環第　2-1号	更新許可（優良認定）

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無

許可番号　０１１２００００１９２

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
中和・高温酸化施設	４８．００㎥/日 （２４時間）	廃酸、廃アルカリ　以上２種類	平成 5年 7月 1日 ― ―
中和施設	４８．００㎥/日 （８時間）	廃酸、廃アルカリ　以上２種類	平成 8年12月13日 ― ―
脱水施設	１０．００㎥/日 （８時間）	汚泥　以上１種類	平成 5年 7月 1日 ― ―

【事業場②】

複写禁止

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	２．５０t/日 （８時間）	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上３種類	平成 5年 7月 1日 ― ―
	０．６０t/日 （８時間）	廃プラスチック類　以上１種類	
	４．８０t/日 （８時間）	ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上１種類	
	１．３６t/日 （８時間）	金属くず　以上１種類	
破砕施設	２．５０t/日 （８時間）	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上３種類	平成 5年 7月 1日 ― ―
	０．６０t/日 （８時間）	廃プラスチック類　以上１種類	
	４．８０t/日 （８時間）	ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上１種類	
	１．３６t/日 （８時間）	金属くず　以上１種類	
破砕施設	４．８０t/日 （８時間）	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上３種類	令和元年 12 月 26 日 ― ―
	４．２０t/日 （８時間）	廃プラスチック類　以上１種類	
	３１．５０t/日 （８時間）	ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上１種類	
	２９．４０t/日 （８時間）	金属くず　以上１種類	

許可番号　０１１２０００１９２

【事業場②】続き

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	５．５０t/日 （８時間）	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上３種類	平成 17 年 9 月 16 日 ― ―
	４．８０t/日 （８時間）	廃プラスチック類　以上１種類	
	３５．６０t/日 （８時間）	ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上１種類	
	３３．３０t/日 （８時間）	金属くず　以上１種類	
破砕施設	１．６０t/日 （８時間）	ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上１種類	平成 17 年 9 月 16 日 ― ―
破砕施設	０．８０t/日 （８時間）	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上２種類	平成 17 年 9 月 16 日 ― ―
	０．８０t/日 （８時間）	金属くず　以上１種類	
	０．８０t/日 （８時間）	ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上１種類	
圧縮梱包施設	１．２０t/日 （８時間）	廃プラスチック類（再生利用可能なものに限る。） 以上１種類	平成 17 年 9 月 16 日 ― ―
	５８．８０t/日 （８時間）	金属くず（再生利用可能なものに限る。） 以上１種類	
	７．２０t/日 （８時間）	紙くず（再生利用可能なものに限る。） 以上１種類	

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

複写禁止

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃酸　以上１種類	１９．９㎡	５．０m（屋内） （３０㎥タンク×３基）
廃酸　以上１種類	４．４㎡	２．７m（屋内） （１０㎥タンク×１基）
汚泥　以上１種類	５．４㎡	１．５m（屋内） （１㎥コンテナ×４個）
廃酸　以上１種類	１１．５㎡	９．１m（屋外） （１００㎥タンク×１基）
廃アルカリ　以上１種類	１１．５㎡	９．１m（屋外） （１００㎥タンク×１基）
廃アルカリ　以上１種類	５．０㎡	５．２m（屋外） （２５㎥タンク×１基）
廃アルカリ　以上１種類	４．６㎡	２．３m（屋内）

許可番号　０１１２０００００１９２

【事業場①】続き

産　業　廃　棄　物　の　種　類	保管面積	保管高さ等
廃酸　以上１種類	７．４㎡	２．３ｍ（屋内）
廃酸、廃アルカリ　以上２種類	１１．５㎡	９．１ｍ（屋外） （１００㎥タンク×１基）
廃酸、廃アルカリ　以上２種類	５．０㎡	５．２ｍ（屋外） （２５㎥タンク×１基）
廃酸　以上１種類	５．０㎡	５．２ｍ（屋外） （２５㎥タンク×１基）
廃酸、廃アルカリ　以上２種類	２．６㎡	４．８ｍ（屋外） （１２㎥タンク×１基）

複写禁止

【事業場②】

産　業　廃　棄　物　の　種　類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類　以上１種類	１３．７㎡	２．４ｍ（屋外） （１．０㎥フレコンバッグ ０．９㎥フレコンバッグ ０．７㎥フレコンバッグ）
金属くず　以上１種類	１３．２㎡	２．７ｍ（屋外） （１．０㎥鉄製網コンテナ １．２㎥フレコンバッグ ０．７㎥フレコンバッグ）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上１種類	６．０㎡	２．７ｍ（屋内） （１．０㎥鉄製網コンテナ １．２㎥フレコンバッグ １．０㎥フレコンバッグ ０．９㎥フレコンバッグ ０．７㎥フレコンバッグ）
紙くず（再生利用可能なものに限る。）　以上１種類	３．５㎡	２．７ｍ（屋外） （１．０㎥鉄製網コンテナ ０．９㎥フレコンバッグ ０．７㎥フレコンバッグ）
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上３種類	１５．９㎡	２．７ｍ（屋内） （１．０㎥鉄製網コンテナ １．２㎥フレコンバッグ １．０㎥フレコンバッグ ０．９㎥フレコンバッグ ０．７㎥フレコンバッグ）
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上３種類	５．３㎡	１．８ｍ（屋内） （１．０㎥鉄製網コンテナ ０．１８㎥トランクケース ０．１５㎥トランクケース）

許可番号　０１１７０００００１９２

特別管理産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　名　松田産業株式会社
　　代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第６項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事　大野　元裕

許可の年月日　　令和　２年　７月　１日

許可の有効年月日　　令和　９年　６月３０日

複写禁止

１．事業の範囲
中間処理
中　和・脱　水：廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）　以上４種類
脱　　水　　：汚泥（※）　以上１種類
中和・高温酸化：廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）　以上３種類

※　（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記１のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

２．事業の用に供するすべての施設
施設等の所在地
埼玉県入間市大字狭山ケ原字松原１８９番１、１８９番２、１９０番１、１９０番２、１９０番３、１９１番１、１９１番５、２１４番１、２１５番１、２１５番２、２１６番１、２１６番３、
大字宮寺字宮ノ台４０２４番１及び４０２５番１　以上１４筆（面積９，５４９．８０㎡）
処理施設及び保管施設の概要は２頁から３頁の別記２のとおり。

３．許可の条件
（１）中間処理及び処理に伴う保管は、２．に掲げる場所で行うこと。
（２）中間処理は、２頁に掲げる処理施設で行うこと。

４．許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指　令　番　号	変　更　内　容
平成 5年 7月 1日	指令廃対第350号	新規許可
平成18年 5月 8日	指令廃指第93-1号	変更許可（中和・高温酸化の追加）
平成26年 6月12日	指令産廃第93-1号	変更許可（品目2種類で1有害物質の追加）
令和 2年 7月 1日	指令西環第4-1号	更新許可（優良認定）
令和 4年 4月 7日	－	変更届（保管施設の追加）

５．規則第１０条の１６第２項の規定による許可証の提出の有無　　無

複写禁止

許可番号　０１１７０００００１９２

別記１
特定有害産業廃棄物の種類
特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。（表中の「○」は扱うことができるもの、「－」は扱うことができないものを示す。）

有害物質＼廃棄物名	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃　油	汚　泥	廃　酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	－	－	－	[redacted]	[redacted]	○	○	○
カドミウム又はその化合物	－	－	－	－	[redacted]	○	○	○
鉛又はその化合物	－	－	－	－	[redacted]	○	○	○
有機燐化合物	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－
六価クロム化合物	－	－	－	－	[redacted]	○	○	○
砒素又はその化合物	－	－	－	－	[redacted]	○	○	○
シアン化合物	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－
トリクロロエチレン	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－	－
テトラクロロエチレン	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－	－
ジクロロメタン	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－	－
四塩化炭素	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－	－
チウラム	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－
シマジン	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－
チオベンカルブ	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－
ベンゼン	－	[redacted]	[redacted]	[redacted]	－	－	－	－
セレン又はその化合物	－	－	－	－	[redacted]	○	○	○
1,4-ジオキサン	－	[redacted]	－	[redacted]	－	－	○	○
ダイオキシン類	－	[redacted]	－	－	[redacted]	－	－	－

別記２
処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
中和施設	４８．００m³/日 （２４m³/日×２） （８時間）	廃酸（ｐH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（ｐH12.5以上のものに限る。）、廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上４種類	平成１４年　８月　９日 － －
脱水施設	１６．００m³/日 （８時間）	廃酸（ｐH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（ｐH12.5以上のものに限る。）、汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上５種類	平成　５年　７月　１日 平成　４年　７月　４日 旧２－２
中和・高温酸化施設	２９．５０m³/日 （２４時間）	廃アルカリ（ｐH12.5以上のものに限る。）、廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）　以上３種類	平成１８年　５月　８日 － －

複写禁止

許可番号　０１１７００００１９２

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	９．５㎡	１．９ｍ（屋内） （６ｍ^{3}タンク×３基）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	３．２㎡	２．８ｍ（屋内） （６ｍ^{3}タンク×１基）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	５．２㎡	８．０ｍ（屋内） （２０ｍ^{3}タンク×２基）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	１８．８㎡	４．１ｍ（屋内） （２０ｍ^{3}タンク×３基）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	３．２㎡	４．１ｍ（屋内） （１０ｍ^{3}タンク×１基）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	２．６㎡	２．７ｍ（屋内） （５ｍ^{3}タンク×１基）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	６．３㎡	４．１ｍ（屋内） （２０ｍ^{3}タンク×１基）
汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上１種類	５．４㎡	１．５ｍ（屋内） （１ｍ^{3}コンテナ×４個）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	１２．４㎡	３．３ｍ（屋外） （２０ｍ^{3}タンク×２基）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	２５．５㎡	３．２ｍ（屋内） （１０ｍ^{3}タンク×６基）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。） 廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	２５．５㎡	３．２ｍ（屋内） （１０ｍ^{3}タンク×６基）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。） 廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	１３．２㎡	３．５ｍ（屋内） （１０ｍ^{3}タンク×３基）
廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。） 以上１種類	２．６㎡	４．８ｍ（屋外） （１２ｍ^{3}タンク×１基）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。） 廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。） 以上２種類	５．０㎡	５．２ｍ（屋外） （２５ｍ^{3}タンク×１基）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。） 廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	４．６㎡	２．３ｍ（屋内）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	１３．８㎡	２．３ｍ（屋内）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）　以上２種類	１７．３㎡	２．３ｍ（屋内）
廃酸、廃アルカリ 以上２種類	１１．５㎡	９．１ｍ（屋外） （１００ｍ^{3}タンク×１基）
廃酸、廃アルカリ 以上２種類	５．０㎡	５．２ｍ（屋外） （２５ｍ^{3}タンク×１基）
廃酸、廃アルカリ 以上２種類	２．６㎡	４．８ｍ（屋外） （１２ｍ^{3}タンク×１基）

（以下余白）